

朝霞市健康づくり推進条例（案）

健康は、人が生涯にわたり、生き生きと心豊かに暮らしていくための基本であり、市民一人ひとりの願いでもあります。

しかし、近年、高齢化の進行、慢性疾患の増加などによる疾病構造の変化、また、保健サービスに対する市民ニーズの多様化など、市民の健康を取り巻く環境は大きく変化しており、健康づくりに関する新たな施策を講ずることが急務となっています。

そこで、本市の健康づくりの基本理念である、「すべての市民がともに支え合い、健やかでこころ豊かに生活できる活力ある朝霞の実現」を目指し、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び市の協働により、市民の健康づくりを総合的に推進するため、この条例を制定いたします。

（目的）

第1条 この条例は、健康づくりに関する基本理念を定め、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び市の役割及び責務を明らかにし、健康づくりに関する施策を実施することで、全ての市民が生涯にわたって健やかに生活ができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 心と身体の状態の維持向上に取り組むことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (3) 地域団体 営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。
- (4) 保健医療関係者 医師、歯科医師、薬剤師その他医療に携わるものをいう。

（基本理念）

第3条 全ての市民が、生涯にわたって健やかで心豊かに生活を送れる社会の実現を目指して、市民、事業者、地域団体、保健医療関係者及び市が、それぞれの責務と役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働して健康づくりを推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市は、市民、事業者、地域団体及び保健医療関係者と協働して、健康づくりの施策を策定し推進しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、健康づくりに関する理解を深め、自らの健康状態に応じた食生活や運動の習慣の改善に取り組むとともに、積極的に地域社会との交流を進めるように努めるものとする。

- 2 市民は、定期的に健康診査、がん検診、歯科健診その他の健康診断を受けることにより自らの心身の状態を把握するとともに、かかりつけの医師、歯科医師及び薬剤師を持

つように努め、必要に応じて、相談又は指導若しくは治療を受けるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの活動を通じて地域での健康づくりに協力をするとともに、従業員及びその家族の健康づくりのために職場環境の整備に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第7条 健康づくりを目的とした地域団体は、自らの活動を通じて、また、他の地域団体や市と協働して積極的に市民の健康づくりに寄与するように努めなければならない。

(保健医療関係者の役割)

第8条 保健医療関係者は、自らの業務において、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを市民が適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

(施策の推進方針)

第9条 市長は、第4条の責務を果たすため、健康づくりに係る施策の推進方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

2 推進方針は、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 身体の健康づくりに関する施策
- (2) こころの健康づくりに関する施策
- (3) 歯及び口腔の健康づくりに関する施策
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

3 推進方針は、健康づくりのための施策に係る市の基本的な計画と整合が図られたものでなければならない。

(身体の健康づくりに関する施策)

第10条 市は、身体の健康づくりを推進するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 保健指導、健康診査、疾病対策等を推進すること。
- (2) 運動習慣その他の生活習慣の改善を図る事業を推進すること。
- (3) 食生活及び食育の推進を図るために必要な事業を推進すること。
- (4) 喫煙並びに受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）に関する事業を推進すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、身体を健康づくりを推進するために必要な事業を推進すること。

(こころの健康づくりに関する施策)

第11条 市は、こころの健康づくりを推進するために、次に掲げる施策を実施するもの

とする。

- (1) こころの健康に係る相談の事業を推進すること。
- (2) こころの健康づくりに関する普及啓発を行うこと。
- (3) 自殺対策に関する事業を推進すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、こころの健康づくりを推進するために必要な事業を推進すること。

(歯及び口腔の健康づくりに関する施策)

第12条 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療を促進すること。
- (2) 周産期を含め、乳幼児期から高齢期までの定期的な歯科検診を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な事業を推進すること。

(社会環境の整備に関する施策)

第13条 市は、社会環境の整備を推進するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 運動の習慣化を促進するために必要な環境の整備を促進すること。
- (2) 生涯にわたる健康づくりを可能とするための多様な地域交流及び社会参加ができる仕組みづくりを構築すること。
- (3) あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境の構築を進め、健康格差の縮小を促進すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、社会環境の整備を推進するために必要な事業を推進すること。

(調査及び研究並びに情報の提供)

第14条 市は、健康づくりを推進するために、健康づくりに関し、市民、事業者、地域団体及び保健医療関係者等と協働して調査及び研究を行うとともに、その成果を公表するものとする。

2 市は、健康づくりを推進するため、市民、事業者、地域団体及び保健医療関係者等に対して、健康づくりに関する情報の提供を行うものとする。

(人材の育成)

第15条 市は、自主的な健康づくり活動を支える仕組みづくりを推進するため、市民、事業者、地域団体及び保健医療関係者等と協働して、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用を図るものとする。

(財政上の措置)

第16条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。